

## 平成26年度第7回学長選考会議議事要旨

日 時：平成26年10月27日（月） 16時05分開会  
17時52分閉会

場 所：事務局（特別会議室）

出席者：松岡（議長）、祖母井、柿沼、蔵本、高橋、  
渡部、星野、玉井、佐藤、羽賀、城後、佐川

欠席者：内田、立川、阿部、戸田

### 【議 事】

#### 1. 前回の議事要旨について

総務課長から、資料1に基づき前回会議の議事要旨が読み上げられ、意向投票の廃止に賛成する意見の4行目「学長選考会議委員」を「学長選考会議」に修正した上で、了承された。

#### 2. 学長選考について

始めに、総務課長から、前回の議論を踏まえて修正した学長選考規則（案）及び学長選考規則に関する運用（案）の説明があった。

学長選考規則（案）の学長再任時における選考（第8条）の規定は、学長が大過なく過ぎた場合は、自動的に再任となると解釈され、その時点で優れた人材がいてもその者は候補者となれないのは如何なものかとの意見が出された。

これに対して、再任については、業績評価だけで自動的に8年ということではないこと、再任を決める時に、学長候補者にふさわしいと思われるような者がいれば徹底的に議論をすることが必要であるなどの意見が出された。

議論を踏まえ、審議の結果、再任を決める時期の大学の取組みや置かれた状況などを踏まえるほかに、学長の業績評価を行った上で判断すべきとされ、規定については原案通りとされた。なお、運用については、本日の議論を踏まえ、詳細を決めていくこととした。

学長選考方法の具体的な運用を定めた「学長選考規則に関する運用」（案）については、学長候補者の所信書に対して出された教職員の意見の取り扱いや公表等が検討する事項として出され、次回引き続き審議することとした。

本日の決定を踏まえ、学長選考会議規則とともに学長選考規則については、本日付けで改正・施行し、併せてホームページで公表することとした。

#### 3. その他

○第6回の議事要旨の内容が確定前に報道機関に漏れ、新聞記事になった事実があったことから、今回（第7回）の議事要旨は事前に確認を得ることは行わず、次回の会議で確認することとした。

○次回（第8回）会議を平成26年11月14日（金）9時30分から、札幌駅前サテライトで開催し、「学長選考規則に関する運用」を中心に審議することとした。

以 上

## 平成26年度 第7回学長選考会議開催要項

○日 時 平成26年10月27日（月）16時00分～18時00分

○場 所 事務局（特別会議室）

○議 題

（1）学長選考について

（2）その他

○配付資料

資料1 平成26年度第6回学長選考会議議事要旨（案）

資料2-1 国立大学法人北海道教育大学学長選考規則の一部を改正する規則（案）

資料2-2 国立大学法人北海道教育大学学長選考規則（改正後）

資料3-1 国立大学法人北海道教育大学学長選考規則に関する運用の一部を改正する運用（案）

資料3-2 国立大学法人北海道教育大学学長選考規則に関する運用（改正後）

資料4 学長選考に係るフロー図

資料5-1 国立大学法人北海道教育大学学長の業績評価に関する要項（案）

資料5-2 学長の業績評価（案）イメージ

## 平成26年度第6回学長選考会議議事要旨（案）

資料 1
学長選考会議
26.10.27

日時：平成26年10月6日（月） 13時57分開会  
17時01分閉会

場所：札幌駅前サテライト（教室1）

出席者：松岡（議長）、柿沼、蔵本、立川

渡部、星野、阿部、玉井、佐藤、戸田、城後、佐川

欠席者：内田、祖母井、高橋、羽賀

審議に先立ち、議長から、学長選考会議委員宛に北海道教育大学教職員51名より意向投票の存続を望む書面が届いたことが報告された。

### 【議事】

#### 1. 学長選考について

総務課長から、前回の議論を踏まえて修正した「国立大学法人北海道教育大学学長選考規則（案）」の説明があり、その後、次の事項について審議を行った。

##### （1）意向聴取の方法について

第4回会議から審議している意向投票廃止の可否について引き続き議論したところ、主に次のような意見が出された。

##### （意向投票廃止に賛成する意見）

- ・意向投票に代わるものとして、意向聴取が重要であり、望ましい学長像等のところで教職員の意見を聴取することが重要である。
- ・学長選考方法に対して学内に色々な意見があったとしても、数で表すのではなく、学長選考会議委員が色々な形で収集すればよい。
- ・意向投票を行うと自分に有利な候補者に投票するので、参考にならない。選挙により学長を選考していた時代とは違うことを認識してほしい。
- ・過去に学長を選考した際、裁判が起こった。それにより、学内が混乱し、改革もスローペースになったため、学外的な評価も下がってしまった。意向投票の数が持つ意味が非常に大きいということがわかった。
- ・意向投票を行うと保守的な候補者に票が偏るように思われるので、新学長が改革を進めようとした際に、その数が障害となる。また、本学は国立大学法人なので、広く国民のために役立つ大学でなければならない。そのために学長選考会議に学外委員が入っているわけで、この中で責任をもって選考すればよい。
- ・前々回の学長選考時に、意向投票による数が出たことにより、学内に不信感が生じ人間関係が悪化した。意向投票ではなく、「望ましい学長像」の作成時に徹底的に議論することの方が重要である。
- ・本学が、5年後10年後に評価されるような大学になるためにはどのような学長がよいか、この学長選考会議が主体性をもって決めていくべきである。
- ・法人化により、大学は改革・変革をしていかなければならなく、過去のしがらみにとらわれて議論するものではない。

##### （意向投票廃止に反対する意見）

- ・「望ましい学長像」作成時の意見聴取や立会演説会等で学内の意向が反映できるという意識が生まれるほか、意向投票によって自分が大学の運営に係わっているという意識が生まれるほか、学長への教職員の信頼度も測ることができる。
- ・学長がリーダーシップを発揮するためには、学内の意向を知ることは有益で、意向投票はその一つの手段になる。

・学長選考を公明正大にやるのであれば、意向投票も意見聴取も両方行うべきで、数が出て学長選考会議はそれに左右されてはならない。

審議の結果、議長から、第4回会議から今回までの議論も踏まえ、意向投票を廃止し、投票に代わる方法として、①「望ましい学長像」を作成する際にどういうリーダーを望んでいるのかということを経験者から意見を聴いて、適切な意見を「望ましい学長像」に取り入れる、②学長候補者の推薦書の記載内容で把握する、③学長候補者による立会演説会を行い、候補者に対する教職員からの質問等のやりとりを聴取する、ことが提案された。この提案に対し、反対が3名、それ以外の委員は賛成の意向を表明されたことにより、意向投票は行わないこととした。

さらに、委員から、意向聴取の方法として、学長候補者調書及び学長候補者所信書の公表後に、それに対する教職員からの意見を募集するという提案もあり、これを了承した。

## (2) 任期について

前回に続き議論したところ、「社会的な背景や課題解決等を考えた時に再任の2年は短いので、4年が適当である」等の意見が出され、審議の結果、学長の任期は4年とし、再任は1回限りとする事とした。

## (3) 学長候補者の絞り込みについて

前回までの議論も踏まえ審議した結果、修正案のとおり、応募者が4人以上の場合は候補者を3人以内に絞り込むこととした。

## (4) 学長の再任時における選考

議論の結果、「再任を決めるということは、望ましい学長像も継続するということになるので、望ましい学長像を改めて作成する必要はないのではないか」、「4年経過すると新しい課題も見つかるので、必要に応じて望ましい学長像を修正すべきではないか」、「学長の業績評価とリンクする内容なので、業績評価を行う年次、スケジュール等、再任時の選考の方法は改めて審議した方がよいのではないか」、などの意見が出され、引き続き審議することとした。

## (5) 学長の解任について

心身の故障、職務上の義務違反、業績悪化等により解任を文部科学大臣に申し出るという内容について再確認され、規則（案）どおりとする事とした。

## (6) その他

学長選考に係るフロー図及び立会演説会の全体イメージ図をもとに、今後のスケジュールや立会演説会のイメージ等について、意見交換を行った。

続いて、総務課長から、学長選考に関する具体的な手続きや方法を定める「学長選考規則に関する運用（案）」の説明があり、その後、意見交換を行った。

## 2. その他

○議事要旨（案）は、2週間後くらいに各委員に示すこととした。

○次回（第7回）会議を平成26年10月27日（月）に事務局（あいの里）で開催し、学内の意向聴取の方法、学長の業績評価と解任について、審議することとした。

以 上

国立大学法人北海道教育大学学長選考規則の一部を改正する規則（案）

制 定 平成26年 月 日  
平成 2 6 年 規 則 第 号

（改正理由）

国立大学法人法（平成15年法律第112号）の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

国立大学法人北海道教育大学学長選考規則（平成16年規則第157号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

改正後	現行
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、国立大学法人北海道教育大学学長選考会議規則（平成16年規則第132号。以下「学長選考会議規則」という。）第<u>9</u>条の規定に基づき、国立大学法人北海道教育大学（以下「本学」という。）の学長の選考に関し必要な事項を定める。</p> <p>第2条 （略）</p> <p>（選考基準）</p> <p>第3条 学長となることのできる者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、本学における教育、<u>研究及び社会貢献活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者とする。</u></p> <p>2 学長選考会議は、学長の選考に際し、あらかじめ、「<u>望ましい学長像</u>」を<u>作成し、公表する。</u></p> <p><u>3 学長選考会議は、前項の望ましい学長像を作成するに当たっては、学内の教職員の意見を聴くものとする。</u></p> <p>（選考の時期）</p> <p>第4条 学長選考会議は、次の各号のいずれかに該当する場合に学長の選考を行う。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>2 学長の選考は、前項第1号に該当する場合は、任期満了の<u>3</u>月前までに、同項第2号又は第3号に該当する場合は、その都度速やかに行う。</p> <p>（任期）</p> <p>第5条 学長の任期は4年とし、再任を妨げない。ただし、再任は1回限りとする。</p> <p>2 （略） （削除）</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、国立大学法人北海道教育大学学長選考会議規則（平成16年規則第132号。以下「学長選考会議規則」という。）第<u>8</u>条の規定に基づき、国立大学法人北海道教育大学（以下「本学」という。）の学長の選考に関し必要な事項を定める。</p> <p>第2条 （略）</p> <p>（選考基準）</p> <p>第3条 学長となることのできる者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、本学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者とする。</p> <p>2 学長選考会議は、学長の選考に際し、あらかじめ、<u>前項の規定に基づく望ましい学長像を提示するものとする。</u> （新設）</p> <p>（選考の時期）</p> <p>第4条 学長選考会議は、次の各号のいずれかに該当する場合に学長の選考を行う。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>2 学長の選考は、前項第1号に該当する場合は、任期満了の<u>2</u>月前までに、同項第2号又は第3号に該当する場合は、その都度速やかに行う。</p> <p>（任期）</p> <p>第5条 学長の任期は4年とし、再任を妨げない。ただし、再任は1回限りとし、<u>その任期は、2年とする。</u></p> <p>2 （略）</p> <p><u>3 第1項ただし書の規定にかかわらず、学長選考会議は、特に必要と認める場合、教</u></p>

(学長候補者の選考)  
第6条 学長選考会議は、第4条の規定に基づく学長の選考を行う場合、次に掲げる事項を定め、学長候補者を募集する。

(削除)

(削除)

- (1) 学長選考手続きの概要
- (2) 学長選考を行う理由
- (3) 学長選考の基準
- (4) 学長の任期
- (5) 学長選考の方法及び日程
- (6) 学長決定の方法
- (7) その他学長選考会議が必要と認める事項

2 前項の募集は、大学のホームページ及び全学統一グループウェアへの掲載により行う。

3 第1項の応募者は、次に掲げるいずれかの推薦を必要とする。

- (1) 学長選考会議規則第2条第1項第2号に規定する委員の推薦
- (2) 本学役員及び職員による学長候補者推薦の有資格者（以下「学内の有資格者」という。）10人以上の連署による推薦

4 第1項の応募者は、学長候補者推薦書、学長候補者調書及び学長候補者所信書を学長選考会議議長に提出するものとする。

5 第3項第2号に規定する学内の有資格者は、次に掲げる者とする。

(1)～(5) (略)

6 第1項の応募の期間は、30日以上の間を設定することを原則とする。

7 学長選考会議は、応募者から提出された学長候補者調書及び学長候補者所信書を公表するとともに、公表内容について学内の教職員の意見を聴くものとする。

8 学長選考会議は、応募者が4人以上であった場合には、第4項の規定により提出された書類を審査した上で、学長候補者を3人以内とする。

9 学長選考会議は、前項までの規定により選考された学長候補者による立会演説会を

育研究評議会の意見を聴取の上、さらに2年に限り再任させることができる。

(学長候補者の推薦)

第6条 学長選考会議は、前条第3項の規定に基づく選考を行う場合を除き、次に定めるところにより学長候補者の推薦を受けるものとする。

(1) 学長選考会議規則第2条第1項第2号に規定する委員の推薦（以下「外部委員推薦」という。）

(2) 本学役員及び職員による学長候補者推薦の有資格者（以下「学内の有資格者」という。）10人以上の連署による推薦（以下「学内推薦」という。）

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

2 前項の推薦に当たっては、被推薦者の同意を得た上で推薦書及び履歴書を学長選考会議議長に提出するものとする。

3 第1項第2号に規定する学内の有資格者は、次に掲げる者とする。

(1)～(5) (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

開催し、学長候補者と教職員との質疑等を聴くものとする。

10 学長選考会議は、第8項までの規定により選考された学長候補者を対象に、面接を実施する。

(削除)

(削除)

(学長の選考)

第7条 学長選考会議は、前条第10項の規定により面接を実施した学長候補者のうちから、審議した上で、1人を決定する。

2 (略)

3 前項により学長を選考したときは、速やかにその旨を学長に報告する。

(学長の再任時における選考)

第8条 学長選考会議は、原則として学長の任期満了の8月前までに、当該学長の再任の可否について審査する。

2 前項の審査に当たっては、当該学長の業績を踏まえ、再任の意思を確認するものとする。

3 学長選考会議は、第1項の審査の結果、第3条第2項、同条第3項、第6条及び前条の規定によらず再任させることができる。

(新設)

(学長候補者による所信等)

第7条 学長選考会議は、前条の規定により推薦された学長候補者に対し、学長候補者となることの意味を確認するとともに、学長選考会議が定める様式により所信の提出を求めるものとする。

2 学長選考会議は、学長候補者から提出された所信等を公表するものとする。

(意向聴取及び面接)

第8条 学長選考会議は、学長候補者選考の参考とするため、学内の有資格者に対する意向聴取及び学長候補者に対する面接を実施する。

2 意向聴取は、投票によるものとし、第一次意向投票及び第二次意向投票により行う。

3 第一次意向投票は、学内推薦による学長候補者が5人を超える場合に実施する。

4 第二次意向投票は、外部委員推薦による学長候補者及び第一次意向投票の結果に基づく上位5人の学内推薦による学長候補者又は第一次意向投票を実施しない場合の学内推薦による学長候補者を対象に実施する。

5 面接は、前項に規定する学長候補者を対象に実施する。

(学長の選考)

第9条 学長選考会議は、前条第4項に規定する学長候補者のうちから1人を決定する。

2 (略)

3 前項により学長を選考したときは、速やかにその旨を学長に報告するとともに公表するものとする。

(新設)

4 前項の再任に当たっては、前条第3項の規定を準用する。

第9条 (略)

(選考結果等の公表)

第10条 学長選考会議は、学長の選考が行われたときは、当該選考の結果及び過程並びに学長候補者を学長として選考した理由を公表する。

(学長の解任)

第11条 学長選考会議は、学長が次の各号のいずれかに該当するとき、学長の解任を文部科学大臣に申し出るものとする。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反があるとき

(3) 職務の遂行が適当でないため、業績が悪化した場合であって引き続き職務を行わせることが適当でないとき

(4) その他学長たるに適しないと認められるとき

2 学長選考会議が、学長の解任を決定する際には、本人の請求により弁明の機会を与えることができる。

(削除)

第12条 (略)

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、学長の選考等の実施に関し必要な事項は、学長選考会議の議を経て、議長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 年 月 日から施行する。

第10条 (略)

(新設)

(新設)

(選考に関する事務の委嘱)

第11条 学長選考会議は、学長の選考に関する事務を事務局長に委嘱することができる。

第12条 (略)

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、学長の選考の実施等に関し必要な事項は、学長選考会議の議を経て、議長が別に定める。



国立大学法人北海道教育大学学長選考規則（改正後）

制 定 平成17年3月24日  
平成16年規則第157号

（趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人北海道教育大学学長選考会議規則（平成16年規則第132号。以下「学長選考会議規則」という。）第9条の規定に基づき、国立大学法人北海道教育大学（以下「本学」という。）の学長の選考に関し必要な事項を定める。

（選考機関）

第2条 学長の選考は、国立大学法人北海道教育大学学長選考会議（以下「学長選考会議」という。）が行う。

（選考基準）

第3条 学長となることのできる者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、本学における教育、研究及び社会貢献活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者とする。

2 学長選考会議は、学長の選考に際し、あらかじめ、「望ましい学長像」を作成し、公表する。

3 学長選考会議は、前項の望ましい学長像を作成するに当たっては、学内の教職員の意見を聴くものとする。

（選考の時期）

第4条 学長選考会議は、次の各号のいずれかに該当する場合に学長の選考を行う。

(1) 学長の任期が満了するとき。

(2) 学長が辞任の申出をし、文部科学大臣がこれを受理したとき。

(3) 学長が解任されたとき又は欠員となったとき。

2 学長の選考は、前項第1号に該当する場合は、任期満了の3月前までに、同項第2号又は第3号に該当する場合は、その都度速やかに行う。

（任期）

第5条 学長の任期は4年とし、再任を妨げない。ただし、再任は1回限りとする。

2 前項の規定にかかわらず、学長が辞任、事故等により欠けた場合における後任の学長の任期は、任命の日から3年を経過する日以後における最初の9月30日までとする。

（学長候補者の選考）

第6条 学長選考会議は、第4条の規定に基づき学長の選考を行う場合、次に掲げる事項を定め、学長候補者を募集する。

(1) 学長選考手続きの概要

(2) 学長選考を行う理由

(3) 学長選考の基準

(4) 学長の任期

(5) 学長選考の方法及び日程

(6) 学長決定の方法

(7) その他学長選考会議が必要と認める事項

2 前項の募集は、本学のホームページ及び全学統一グループウェアへの掲載により行う。

- 3 第1項の応募者は、次に掲げるいずれかの推薦を必要とする。
    - (1) 学長選考会議規則第2条第1項第2号に規定する委員の推薦
    - (2) 本学役員及び職員による学長候補者推薦の有資格者（以下「学内の有資格者」という。）10人以上の連署による推薦
  - 4 第1項の応募者は、学長候補者推薦書、学長候補者調書及び学長候補者所信書を学長選考会議議長に提出するものとする。
  - 5 第3項第2号に規定する学内の有資格者は、次に掲げる者とする。
    - (1) 学長
    - (2) 理事
    - (3) 大学教員
    - (4) 附属学校教員のうち、副校長、副園長、主幹教諭及び教務主任の職にある者
    - (5) 教員以外の職員のうち、事務系職員の係長相当職以上の職にある者
  - 6 第1項の応募の期間は、30日以上の間を設定することを原則とする。
  - 7 学長選考会議は、応募者から提出された学長候補者調書及び学長候補者所信書を公表するとともに、公表内容について学内の教職員の意見を聴くものとする。
  - 8 学長選考会議は、応募者が4人以上であった場合には、第4項の規定により提出された書類を審査した上で、学長候補者を3人以内とする。
  - 9 学長選考会議は、前項までの規定により選考された学長候補者による立会演説会を開催し、学長候補者と教職員との質疑等を聴くものとする。
  - 10 学長選考会議は、第8項までの規定により選考された学長候補者を対象に、面接を実施する。

（学長の選考）
- 第7条 学長選考会議は、前条第10項の規定により面接を実施した学長候補者のうちから、審議した上で、1人を決定する。
- 2 学長選考会議は、前項により決定した学長候補者に対し、学長就任への意思を確認した後、その者を学長として選考する。
  - 3 前項により学長を選考したときは、速やかにその旨を学長に報告するものとする。

（学長の再任時における選考）
- 第8条 学長選考会議は、原則として学長の任期満了の8月前までに、当該学長の再任の可否について審査する。
- 2 前項の審査に当たっては、当該学長の業績を踏まえ、再任の意思を確認するものとする。
  - 3 学長選考会議は、第1項の審査の結果、第3条第2項、同条第3項、第6条及び前条の規定によらず再任させることができる。
  - 4 前項の再任に当たっては、前条第3項の規定を準用する。

（再選考）
- 第9条 学長候補者が学長就任の辞退を申し出たときは、この規則に基づいて改めて学長候補者の選考を行う。

（選考結果等の公表）

第10条 学長選考会議は、学長の選考が行われたときは、当該選考の結果及び過程並びに学長候補者を学長として選考した理由を公表する。

（学長の解任）

第11条 学長選考会議は、学長が次の各号のいずれかに該当するとき、学長の解

任を文部科学大臣に申し出るものとする。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反があるとき

(3) 職務の遂行が適当でないため、業績が悪化した場合であって引き続き職務を行わせることが適当でないとき

(4) その他学長たるに適しないと認められるとき

2 学長選考会議が、学長の解任を決定する際には、当人の請求により弁明の機会を与えることができる。

(事務)

第12条 学長の選考に関する事務は、総務部総務課において行う。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、学長の選考等の実施に関し必要な事項は、学長選考会議の議を経て、議長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年3月24日から施行する。

附 則（平成19年4月23日平成19年規則第1号 改正）

この規則は、平成19年4月23日から施行する。

附 則（平成23年3月4日平成22年規則第32号 改正）

1 この規則は、平成23年3月4日から施行する。

2 この規則の施行の日以後、最初に選考される学長の任期は、改正後の第5条の規定にかかわらず、任命の日から4年（再任の場合は2年）を経過する日以後における最初の9月30日までとする。

附 則（平成24年3月26日平成23年規則第83号 改正）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年 月 日平成26年規則第 号 改正）

この規則は、平成 年 月 日から施行する。

国立大学法人北海道教育大学学長選考規則に関する運用の一部を改正する運用（案）

制 定 平成26年 月 日

（改正理由）

国立大学法人北海道教育大学学長選考規則の一部を改正する規則（平成26年規則第〇号）の制定に伴い、所要の改正を行うものである。

国立大学法人北海道教育大学学長選考規則に関する運用（平成17年5月17日学長選考会議決定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

改正後	現行
<p><u>規則第3条関係</u></p> <p><u>1 望ましい学長像の公表は、全学統一グループウェアに掲載することによって行うものとする。</u></p> <p><u>2 学長選考会議は、望ましい学長像について学内の教職員から意見を聴く場合、当該意見を大学のメールアドレスから総務部総務課に電子メールで提出させるものとする。</u></p> <p><u>3 総務部総務課は、前項により提出のあった意見を、学長選考会議議長に提出するものとする。</u></p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p>	<p>（新設）</p> <p><u>規則第4条関係</u> 学長の選考に当たっては、事前に選考日程を作成し、選考の開始を公示する。</p> <p><u>規則第5条関係</u></p> <p><u>1 この条の第3項に規定する「教育研究評議会の意見を聴取」するときは、学長選考会議議長が教育研究評議会において説明を行い、意見を聴取するものとする。</u></p> <p><u>2 この条の第3項を適用する場合の選考は、規則第9条第2項及び第3項の規定を準用するものとする。</u></p>
<p><u>規則第6条関係</u></p> <p>1 学内の有資格者について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号の規定にかかわらず、公示日において休職中の者、育児休業中の者、<u>介護休業中の者、自己啓発等休業中の者、</u>停職中の者及び在籍出向中の者は、学内の有資格者となることができない。</p> <p>(3) 公示日以降に退職等の異動により職員でなくなった者（休職、育児休業、<u>介護休業、自己啓発等休業、</u>停職及び</p>	<p><u>規則第6条関係</u></p> <p>1 学内の有資格者について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号の規定にかかわらず、公示日において休職中の者、育児休業中の者、<u>停職中の者及び在籍出向中の者は、</u>学内の有資格者となることができない。</p> <p>(3) 公示日以降に退職等の異動により職員でなくなった者（休職、育児休業、<u>停職及び在籍出向となった者を含む。）</u></p>

在籍出向となった者を含む。)は、異動の日からその資格を失う。  
(削除)

(削除)

(削除)

2 提出書類の様式について

学長候補者推薦書、学長候補者調書及び学長候補者所信書の様式は、それぞれ別記様式第1号から第3号のとおりとする。

3 学長候補者調書及び学長候補者所信書(以下「所信書等」という。)の公表について

(1) 所信書等の公表は、本学のホームページ及び全学統一グループウェアに掲載することによって行うものとする。

(2) 学長選考会議は、所信書等に対する意見を、学内の教職員から募集する。

(3) 前項の意見の募集に当たっては、規則第3条関係第2項及び第3項の規定を準用する。

4 書類審査について

学長選考会議は、委員の意見を聴いて学長候補者を3人以内とする。ただし、委員の総意が得られないときは、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 立会演説会について

は、異動の日からその資格を失う。

(4) この条の第3項第5号に規定する「事務系職員の係長相当職以上の職にある者」には、国際交流コーディネーター及び研究支援コーディネーターを含むものとする。

2 学長候補者推薦資格者名簿について

(1) 学長選考会議は、学内の有資格者を記載した学長候補者推薦資格者名簿(以下「推薦資格者名簿」という。)を作成し、推薦資格者から請求があった場合は、閲覧に供するものとする。

(2) 学長選考会議は、推薦資格者がその資格を喪失したときは、推薦資格者名簿から抹消する。

(3) 推薦資格者は、推薦資格者名簿に脱漏又は誤載があると認めるときは、異議の申立てをすることができる。

(4) 学長選考会議は、前号の申立てが正当であると認めるときは、推薦資格者名簿を修正しなければならない。

(5) 推薦資格者名簿は、意向聴取対象者名簿を兼ねるものとする。

3 学長候補者の重複推薦について

被推薦者が、外部委員と学内からの推薦と重複した場合は、外部委員からの推薦とする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(1) 立会演説会は、双方向遠隔授業システムにより行うことができる。

(2) 学長選考会議は、立会演説会の様子を、全学統一グループウェア上の動画配信システムに掲載するものとする。

(削除)

#### 規則第7条関係

1 被推薦者に対し、学長候補者となること  
の意思を確認の上、所信、学長候補者  
調書等を提出させる。

2 所信、学長候補者調書等を提出した者  
を学長候補者とする。

3 提出された所信、学長候補者調書等に  
より、学長候補者に係る資料を作成し、  
公表する。

(削除)

#### 規則第8条関係

1 第一次意向投票について

(1) 投票所は、各校に設置する。

(2) 意向投票は、対象となる学長候補者  
につき単記投票とする。

(3) やむを得ない理由により指定された  
投票所以外の投票所で投票しようとする  
場合には、あらかじめ、投票所変更  
申請書を提出し、許可を得るものとする。

(4) 投票日に出張、研修等の事由により  
投票することができない場合は、不在  
者投票を認めることができる。

(5) 代理投票は、認めないものとする。

(6) 学長選考会議は、意向投票の結果に  
基づき、有効投票の多数を得た5人(末  
位に得票同数の者があるときは、これ  
を加える。)を第二次意向投票対象者  
として決定する。

(7) 意向投票の結果は、公表する。

2 第二次意向投票について

この項による意向投票は、前項第6号  
を除き、同項を準用する。

#### 規則第7条関係

1 学長選考会議は、学長候補者に対する面接の結果等を参考に、投票により学長候補者1人を決定する。

(1) 投票は単記記名投票とし、投票総数の過半数の票を得た者を学長候補者とする。

(2) 過半数の票を得た者がいないときは、得票多数の2人(末位に得票同数の者があるときは、これを加える。)について、更に単記記名投票を行い、多数の票を得た者を学長候補者とする。

#### 規則第9条関係

1 学長選考会議は、意向聴取及び学長候補者に対する面接の結果等を参考に、投票により学長候補者1人を決定する。

(1) 投票は単記投票とし、投票総数の過半数の票を得た者を学長候補者とする。

(2) 過半数の票を得た者がいないときは、得票多数の2人(末位に得票同数の者があるときは、これを加える。)について、更に単記投票を行い、多数の票を得た者を学長候補者とする。

2・3 (略)

規則第9条関係 (略)

規則第10条関係

報道機関等への公表については、事前に、内容、担当者等を定め、決定後速やかに行うものとする。

(削除)

規則第13条関係

学内の有資格者に対する各種の通知は、原則として、本学のホームページ及び全学統一グループウェアに掲載することによって行うものとする。

(削除)

付 記

この運用は、平成 年 月 日から施行する。

2・3 (略)

規則第10条関係 (略)

(新設)

規則第11条関係

事務局長は、学長選考に関する事務を所属職員に命ずるものとする。

規則第13条関係

1 学内の有資格者に対する各種の通知及び広報は、原則として、ホームページに掲載することによって行うものとする。

2 報道機関等への広報については、事前にその時期、内容、担当者等を定めるものとする。

国立大学法人北海道教育大学学長選考規則に関する運用（改正後）

平成17年5月17日  
学長選考会議決定

国立大学法人北海道教育大学学長選考規則（平成16年規則第157号。以下「規則」という。）の運用に当たっては、次のとおりとする。

規則第3条関係

- 1 望ましい学長像の公表は、全学統一グループウェアに掲載することによって行うものとする。
- 2 学長選考会議は、望ましい学長像について学内の教職員から意見を聴く場合、当該意見を大学のメールアドレスから総務部総務課に電子メールで提出させるものとする。
- 3 総務部総務課は、前項により提出のあった意見を、学長選考会議議長に提出するものとする。

規則第6条関係

- 1 学内の有資格者について
  - (1) 学内の有資格者は、公示日に在職する者とする。
  - (2) 前号の規定にかかわらず、公示日において休職中の者、育児休業中の者、介護休業中の者、自己啓発等休業中の者、停職中の者及び在籍出向中の者は、学内の有資格者となることができない。
  - (3) 公示日以降に退職等の異動により職員でなくなった者（休職、育児休業、介護休業、自己啓発等休業、停職及び在籍出向となった者を含む。）は、異動の日からその資格を失う。
- 2 提出書類の様式について  
学長候補者推薦書、学長候補者調書及び学長候補者所信書の様式は、それぞれ別記様式第1号から第3号のとおりとする。
- 3 学長候補者調書及び学長候補者所信書（以下「所信書等」という。）の公表について
  - (1) 所信書等の公表は、本学のホームページ及び全学統一グループウェアに掲載することによって行うものとする。
  - (2) 学長選考会議は、所信書等に対する意見を、学内の教職員から募集する。
  - (3) 前項の意見の募集に当たっては、規則第3条関係第2項及び第3項の規定を準用する。
- 4 書類審査について  
学長選考会議は、委員の意見を聴いて学長候補者を3人以内とする。ただし、委員の総意が得られないときは、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 立会演説会について
  - (1) 立会演説会は、双方向遠隔授業システムにより行うことができる。
  - (2) 学長選考会議は、立会演説会の様子を、全学統一グループウェア上の動画配信システムに掲載するものとする。



#### 規則第7条関係

- 1 学長選考会議は、学長候補者に対する面接の結果等を参考に、投票により学長候補者1人を決定する。
  - (1) 投票は単記記名投票とし、投票総数の過半数の票を得た者を学長候補者とする。
  - (2) 過半数の票を得た者がいないときは、得票多数の2人（末位に得票同数の者があるときは、これを加える。）について、更に単記記名投票を行い、多数の票を得た者を学長候補者とする。
- 2 前項第2号の得票が同数であるときは、議長の決するところによる。
- 3 決定した学長候補者に対する学長就任の意思の確認は、学長選考会議において選出された複数の者が速やかに行う。

#### 規則第9条関係

学長候補者が学長に就任することができなくなったときは、改めて学長候補者の選考を行う。

#### 規則第10条関係

報道機関等への公表については、事前に、内容、担当者等を定め、決定後速やかに行うものとする。

#### 規則第13条関係

学内の有資格者に対する各種の通知は、原則として、**本学のホームページ及び全学統一グループウェア**に掲載することによって行うものとする。

付 記

この運用は、平成17年5月17日から実施する。

付 記（平成23年3月4日 一部改正）

この運用は、平成23年3月4日から実施する。

付 記（平成24年3月29日 一部改正）

この運用は、平成24年4月1日から実施する。

付 記（平成26年 月 日 一部改正）

この運用は、平成 年 月 日から実施する。

学 長 候 補 者 推 薦 書

国立大学法人北海道教育大学学長選考会議議長 殿

私は、本人の同意を得て、下記の者を国立大学法人北海道教育大学学長候補者として、  
関係書類を添えて推薦します。

記

(被推薦者) 氏 名

年 月 日

推薦代表者 氏 名 (自署)  
所 属

別記様式第1号

推薦者名簿

学長候補者氏名 \_\_\_\_\_

No.	所属等	職名	推薦者氏名
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

- (注) 1 所属等，職名及び推薦者氏名は，自署によること。  
2 本名簿の先頭は，推薦代表者とすること。  
3 学内の有資格者による推薦の場合は，10人以上の連署によること。(学長選考規則第6条第3項第2号)  
なお，推薦者が15名を超える場合は，本様式に準じて追加して差し支えない。  
4 キャンパスごとに作成して差し支えない。

別記様式第 2 号

学 長 候 補 者 調 書

(履歴事項)

年 月 日現在

氏 名 (フリガナ)		
生 年 月 日	年 月 日 (満 歳)	
現 住 所		
最 終 学 歴		
学 位・称 号		
専 門 分 野		
現 (元) 職 名		
経 歴 (学歴・職歴)	年 月 日	
<p>私は、学長候補者選考の過程でこの調書及び学長候補者所信書の内容が公表されることに同意します。</p> <p style="text-align: right;">氏 名 (自署)</p>		

(注) 用紙は、A4縦型とする。

別記様式第2号

主 要 業 績

(教育関係)

--

(注) 用紙は、A4縦型とする。

別記様式第2号

## 主 要 業 績

(研究関係)

--

(注) 用紙は、A4縦型とする。

別記様式第2号

## 主 要 業 績

(社会貢献関係)

--

(注) 用紙は、A4縦型とする。

別記様式第2号

## 主 要 業 績

(経営・管理運営関係)

--

(注) 用紙は、A4縦型とする。



学 長 候 補 者 所 信 書

年 月 日

国立大学法人北海道教育大学学長選考会議議長 殿

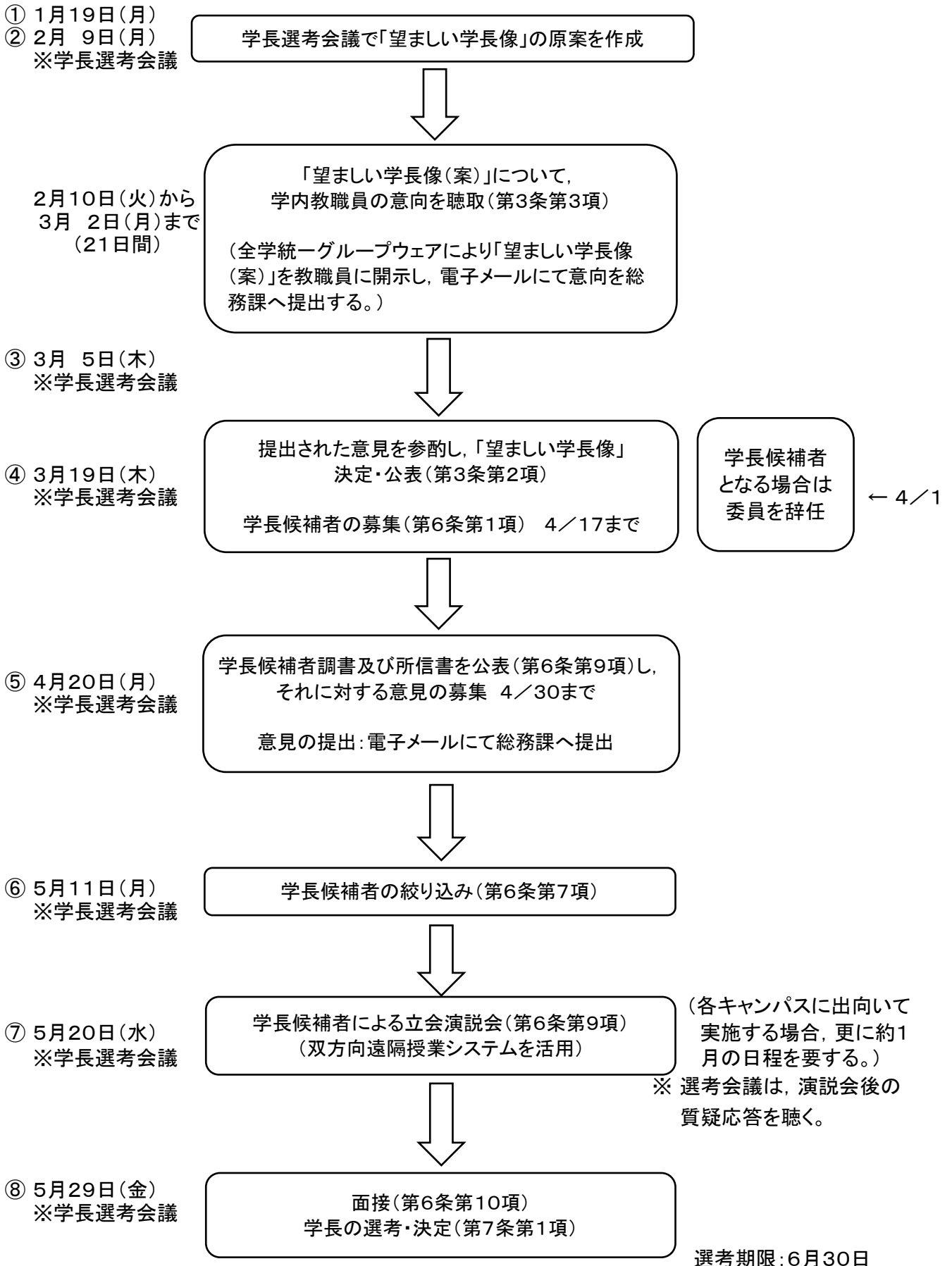
学長候補者氏名 \_\_\_\_\_ (自署)

1. ビジョン及び望ましい学長像に基づく方針について

2. 自由記述

(注) 用紙は、A4縦型とし、概ね2000字以内で作成すること。

## 学長選考に係るフロー図



国立大学法人北海道教育大学学長の業績評価に関する要項（案）

平成26年 月 日  
学長選考会議決定

（趣旨）

第1条 この要項は、国立大学法人北海道教育大学学長選考規則（平成16年規則第15号）第13条の規定に基づき、学長の業績評価（以下「業績評価」という。）に関し必要な事項を定める。

（実施体制）

第2条 業績評価は、国立大学法人北海道教育大学運営規則（平成16年規則第17号）第4条に規定する学長選考会議（以下「学長選考会議」という。）が行う。

（評価項目）

第3条 業績評価の項目は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 望ましい学長像に掲げる項目
- (2) 学長就任時の所信に掲げる項目
- (3) その他学長選考会議が定める項目

（評価方法）

第4条 業績評価は、前条各号に掲げる項目の業務遂行状況について実施する。

- 2 前項の業績評価を行うときは、自己点検評価、監事による評価、外部評価等の結果を参考とする。
- 3 学長選考会議は、業績評価に当たって、学長に対してヒアリングを行うことができる。
- 4 学長選考会議は、学長の職務の遂行状況の把握に努める共に、必要に応じて監事と意見交換を行うものとする。

（評価期間）

第5条 業績評価の期間は、学長の任期の初日から1年間とし、以後1年ごとの期間を対象とする。ただし、学長の任期の末日を含む期間については、学長の任期満了の8月前までの期間とする。

（公表）

第6条 学長選考会議は、業績評価の結果の概要を、本学のホームページに公表する。

（支援及び助言）

第7条 学長選考会議は、業績評価の結果に基づき、又は日常的な学長の職務の遂行状況を踏まえ、必要と認める場合は、学長に対して支援及び助言を行うものとする。

（雑則）

第8条 この要項に定めるもののほか、業績評価に関し必要な事項は、学長選考会議の議を経て、議長が別に定める。

附 則

この要項は、平成 年 月 日から実施する。

